



## 政策説明

## 総務省「コミュニティ研究会」中間とりまとめの概要

## ～第二期コミュニティ施策への胎動～

総務省大臣官房参事官 務 台 俊 介

## (報告書の概要)

少子高齢化、過疎化等が進展している中、地域の共生の力の脆弱化が指摘されており、地域コミュニティによるセーフティ・ネットの強化の必要性等が増大している。また、市町村合併が進み、道州制議論も出ている中で、従来の共同体意識が拡散し、地域力が希薄になることに關する問題意識が表明されている。

こうした現状・問題意識を踏まえ、今の時代にふさわしいコミュニティ再生に向けたトータルデザインを描きたいとの考えに基づき、総務省にコミュニティ研究会を発足させ、2月7日(水)の第1回合会以降、地域力の再生等の観点から議論を行ってきたが、6月4日(月)に「コミュニティ研究会中間とりまとめ」が菅総務大臣に提出・公表された。

この「中間とりまとめ」においては、団塊世代の退職といった時代の大きな流れを前向きにチャンスとして「活かす」ことが重要であるとされることにも、

- (1) 分野横断的な具体策として、
  - ・各種団体が連携しあえるようなプラットフォームの構築
  - ・(各種団体の)離れた構成員を結びつけるものとしてのICTの活用
- (2) 個別分野における具体策として、

・自然の中における子供達の教育の、都市と農山漁村の連携体制の制度

・歴史・文化・景観の再認識及び資源としての活用  
等の提言がなされている。

「啐啄同時」という言葉がある。「雛が卵から出ようとして内側からカラをつつく」のが「啐」、母鳥が雛を孵そうとして卵をつつくのが「啄」、これが「同時」になされる絶妙の時機を指す。老師と弟子とが以心伝心によって、見事にカラを脱することを指す禅の用語だが、その意味は深遠で汎用性がある。都市も農村も問わず、地域の共生力の脆弱化が懸念され、地域コミュニティが痛んでいるという現状にあって、コミュニティ施策は今日的な意味で、文字通り地域が求めるものと国の政策が「啐啄同時」のタイミングで一致するもののように思われる。

特に、コミュニティ施策の中核に位置付けている都市と農山村の子供たちの教育交流の全国展開は、教育再生と地域コミュニティ再生の「一点突破全面展開」の切り札ともなる施策に位置づけられると信じている。特に町村部の活性化にとっては大変有効なプロジェクトとなってくる。

今後、総務省としては、「中間とりまとめ」における提言等を、関係省庁とも連携しつつ政府の施策に反映させていきたいと考えている。以下、その概要を紹介する。

## (なぜいま地域コミュニティ再生なのか)

・少子・高齢化、農山漁村地域の過

疎化、家族の形態の多様化・個人化が進展している中、地域の共生の力の脆弱化が進行しており、地域コミュニティによるセーフティ・ネットの強化の必要性等が増大。

・市町村合併が進み、道州制議論も始まる中で、従来の共同体意識が拡散し、地域力が希薄になれば、地域コミュニティ組織等によって供給される住民サービスの質・水準の低下を招きかねないとの懸念。

・地方分権が進む中において、団体自治ばかりではなく、住民自治を一層重視しなくてはならなくなっている。

・研究会を発足し、地域の共生の力をマネージメントしその潜在力を引き出す、地域力を再生するという観点から、ソフト面についても議論。

・団塊世代の退職といった時代の大きな流れを前向きにチャンスとして「活かす」、地域力を再生していくことが必要。

## (「コミュニティ研究会」における議論の進め方)

・従来から全国に存在する町内会等地縁団体と、NPO等の機能団体との両方を、全体としてうまくコーディネートするためにはどうすればよいか等の観点から議論。主眼は、あくまでも地域コミュニティ再生。

・都市部、農山漁村地域等の現状に応じ検討。また、地域コミュニティはそれぞれ多様であるということを中心として議論。

・総務省の施策を統合するとの観点

政 策

も踏まえつつ議論

(地域コミュニティ再生に関する基本的事項)

・住民を地域コミュニティ活動に  
ざなう推進力は、内発的な地域コ  
ミュニティ活動への参加意欲のよう  
なもの。

・適切な動機付け、制度構築等を用  
意することにより、それがスムーズ  
に引き出され、発現してくるのでは  
ないか。関心が低い住民の自覚を高  
めていくことも重要。

・制度構築等が押し付け的であつ  
ては、かえって地域コミュニティの  
力が減衰するおそれ。

・地域コミュニティ活動を行う地域  
住民そのものに力を与え、その自発  
性を一層引き出すには、具体的には  
どうすればよいのかという視点も必  
要。長期的な夢やビジョンを議論  
し、共有する取り組みも重要。

・過疎地域においては、誇りや夢を  
持つことが難しくなっている場合が  
ある。より積極的に、自らの地域に  
誇りを持つという運動、行政による  
そうした運動の支援が必要。

(分野横断的な具体策の検討)

・プラットフォームの構築

・各種団体が連携する場を、プラッ  
トフォームとして構築・整備するこ  
とが考えられる。

・地域コミュニティ活動のプラッ  
トフォームには、地域コミュニティの  
現状、環境、歴史にに応じた多様な形  
態。

・地方自治法上の地域自治区制度に  
ついては、法律に基づき設置される  
地域協議会が合意形成の場として明  
確になるといふ点で、メリット。一  
方、地方自治法上の地域自治区は、  
使いにくいという指摘。

・結局は人しだいであり、いかに人  
造りができるかという観点が重要。  
・ICTの活用  
・地域SNS (Social Networking  
Service) を始めとするICTは、離  
れた構成員を結びつける、また、  
テーマ型コミュニティを形成するも  
のとして有効。

・安全性と利便性の間のトレード・  
オフ等いくつか留意すべき事項。  
・ICTは、かえって人を家の中に  
閉じ込めるのではないかと指摘。

・リアルな活動とバーチャルな活動  
を組み合わせるといふ観点から、「い  
かに使うか」といったICTの存在  
を前提とした議論を深めていく必要。  
・CATVが媒介となつて地域コ  
ミュニティの結びつきを強めている  
例(中海CATV、須高CATV)  
もある。

・行政の関与のあり方  
・地域住民は、地域コミュニティ活  
動を行うに当たつて、行政への過度  
なお任せ主義から脱却する必要。

・行政は、地域住民と協働する姿勢  
で地域形成をすすめていくべき。  
・行政は、地域住民の声にこれまで  
以上によく耳を傾けることが必要。  
・地域担当制、一括補助金(プロッ  
クグラント)の活用も有効。

・専門家の活用・育成等

・地域コミュニティ活動を進めるに  
当たつて、合意形成のコーディネー  
ターの役割。

(個別分野における具体策の検討)

・地域コミュニティの教育活動・子  
育て

・地域住民がふるさとを学び、自ら  
の地域に誇りを持つという運動が必  
要。

・子供達を自然の中で教育すること  
が、都市と農山漁村地域の連携体制  
の制度化により体系的に実施できな  
いか検討していく必要。

・あいさつを、ラジオ体操と組み合  
わせるなどし、学校教育の一環とし  
て、励行していくべき。

・地域の歴史・文化・景観等

・地域の活性化のために、歴史・文  
化・景観を再認識し、それを資源と  
して活かすことが重要。

・自動車化の進展に伴い都市の低密  
度化が進んでいる場合、都心集積の  
再形成が、地域コミュニティ形成に  
向けての重要課題。

・コミュニティ・バス等公共交通は、  
それに乗り合わせた人々の間に「ふ  
れあい」を生むものであり、地域コ  
ミュニティ形成につながるもの。

・防犯・防災活動  
・防犯活動に当たつても、あいさつ  
が有効。

・豊かなソーシャル・キャピタルが  
自主防災組織の活性化を促し、活性  
化した自主防災組織はソーシャル・

キャピタルを更に豊かにするという  
相互連関が必要。

・集落のあり方

・集落を維持しようとする場合、集  
落機能が急激に低下する前に、集落  
を越えた広域コミュニティの構築等  
の対策を講じることが必要。

・集落の崩壊の根底には、「誇りの  
空洞化」があると一部で言われてい  
る。地域住民が自らの地域を学び、  
誇りを持つという運動が必要。

(法的枠組みの検討も、「私」と「公」の関係の再構築)

・国においては、地域住民が地域コ  
ミュニティ活動を行いやすく、また  
参加しやすくなるような環境整備の  
ための法的枠組みのあり方等につい  
ても検討してもよい時期。

・地域コミュニティ活動への参加は  
「私」事として受け止められてきた。

・地域コミュニティ活動こそがむし  
ろ「公」。団塊の世代が地域コミュ  
ニティに戻るこれからの時期こそ、  
真の「公」を優先できる機会。

・企業等も、地域コミュニティ作り  
に一層の社会的責任を担任すること  
が求められる中で、従業員の社会活  
動参加がしやすい勤務環境を整える  
といったようなことを率先していく  
ことが求められている。

・様々な主体が、地域貢献のために  
何ができるのかという観点で、自ら  
の立ち位置を省みる機会を持つこと  
が重要。

・総務省においても、引き続き地域  
コミュニティ再生に向けた施策を推

政 策

進するために、体制を整備していくことが必要。

(重点分野)

以上のように、この研究会では、コミュニティ施策を全体としてカバーするような観点から検討が行われているが、特に重点を置いたポイントを3点挙げるとするとしたら、

プラットフォームの構築、ICTの利活用、コミュニティ再生の観点からの都市と農山村の教育交流の全国展開の3点である。以下この3点を敷衍する。

プラットフォームの構築

先ず、プラットフォームの構築に関しては、地域コミュニティ活動に当たっては、それぞれ異なる目的や機能を持った各種団体がバラバラに活動するのではなく、地域コミュニティの持つている総合力を活性化するという観点から、意見調整・合意形成等を行いながら連携することにより、各種活動をコーディネートすることが有益であり、こうした連携の場を「プラットフォーム」として構築・整備することが考えられると提言している。

このプラットフォームにおいては、地域の課題が共有され、地域コミュニティづくりの問題意識の方向性が共有されることが重要である。また、意思決定をする場合には、多様な関係者が参画し、意思決定の内容が公共的・合理的であることも重要となる。

他方で、地域コミュニティ活動のプラットフォームには、地域コミュニティの現状、環境、歴史に応じた多様な形態がありうる。公共的な事項を全て扱うのか、福祉等特定の事項を扱うのか、アドホックな事項を扱うのか、定常的に地域コミュニティの課題を扱うのか、市町村の区域の全体をカバーするのかしないのか、合意形成をするのか、公共サービスを提供するのか、といった選択肢がある。

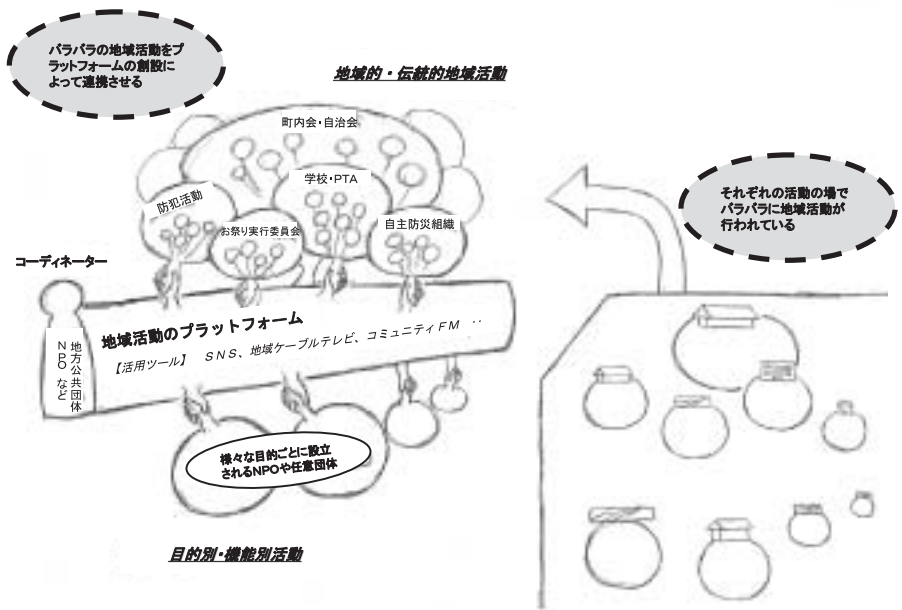
プラットフォームの根拠についても、地方自治法、条例、要綱に基づくもの、事実上のもの等、様々なものがありうる。

いずれにせよ、プラットフォームを活用してコミュニティの活性化を如何に図れるかは、その使い次第であり、総務省では、各地のベストプラクティスの収集、情報共有を行うことになると考えられる。長野県飯田市では、条例上の地域自治区を設置し、「地域協議会」の設置、各種団体(自治連合会、交通安全会、自主防災会等)の「まちづくり委員会」への再編などの取組みを行っており、宮崎県宮崎市では、地方自治法上の15の地域自治区を設置し、「地域協議会」がプラットフォーム的な役割を担っているが、こうした事例も参考になる。

SNSなどICTの活用

第二は、ICTの活用である。近年のICTの発展はめざましいものがある。現実問題としてもICTを活

コミュニティプラットフォームのイメージ



用しない生活は考えにくくなっている。地域SNS(Social Networking Service)を始めとするこのようなICTは、既にネットワークが構築されている場合に、離れた構成員を結びつける、また、テーマ型コミュニティを形成するものとして有効である。

地域SNSを活用すれば、地域SNS上で相談しながら、様々なリアルな活動につなげていくことも可能

である。子育てをしている人など出が容易でない人を結びつけることもできる。また、コミュニティショ等のコストを低くし、忙しい勤労者等が場所や時間的な制約に縛られず情報共有を図ることができるという効用もある。

ただし、地域SNSを活用する場合には、安心して情報交換が出来る安心なシステム作りが必要であり、その上で利便性を高めることが必要

政 策

である。

一方、ソーシャル・キャピタルの醸成に資するのは、フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションであり、ICTは、かえって人を家の中に閉じ込めるのではないかという指摘がある。

ICTには、確かに負の側面があるものの、ICTを活用しない生活は考えにくくなっており、リアルな活動とバーチャルな活動を組み合わせるといふ観点から、いかに使うか、いかに安心して使えるようにするか。といったICT技術の進歩やその存在を前提とした議論を深めていくべきである。様々な新しいICTツールを、どのように使えばソーシャル・キャピタルの醸成に資するかという視点にたち、身障者、子育て世帯、山間地居住者等社会参加に様々な制約を有する者を含め、あらゆる人々に何らかの形で参加を可能とし、促進するようなツールとして利用していく観点こそが重要である。

CATVもコミュニティツールとして重要である。地域のCATVの取材をきっかけとして、その対象者どうしがその後関係を築いていくように、CATVが媒介となって地域コミュニティの結びつきを強めている例(中海CATV、須高CATV)もある。地域コミュニティ活動をCATVのコミュニティチャンネルで取り上げるとともに、それをアーカイブ化し、その中で優れたものを全国放送するといったことも、地域コ

ミュニティ活動のインセンティブ付け、成功事例の共有等の観点から有益である。

**都市と農山村の教育交流の全国展開**

第三は、都市と農山村の教育交流の全国展開である。

地域コミュニティは、それぞれ多様なものであり、その再生には、地域の歴史や文化を知ることが不可欠である。地域住民がふるさとを学ぶ、あるいは自らが居住したり関係している場所を学ぶことで、自らの地域に誇りを持つようになるといふ運動が必要である。現在の日本の教育は、全国どこでも概ね同じであるが、特に子供達に対しては、小・中学校の段階から、日本のことを教えるだけではなく、自らの地域のことをしっかりと教えることが必要である。

あわせて、子供達に、農業体験、地域貢献等の実体験の機会を提供することも有益である。子供達を自然の中で育てることにより、命の尊さなどを自然に学ばせることができる。このような教育が、都市と農山村地域の連携体制の制度化により体系的に実施できないか検討していく必要がある。こうした体験により子供達は第2のふるさとの思い出ができ、長い目で見て、都市と農山村地域の間に、互いの地域社会を思いやる気持ちが形成される。お互いの立場を思いやる気持ち、シンパシーを基盤とした都市と農山村地

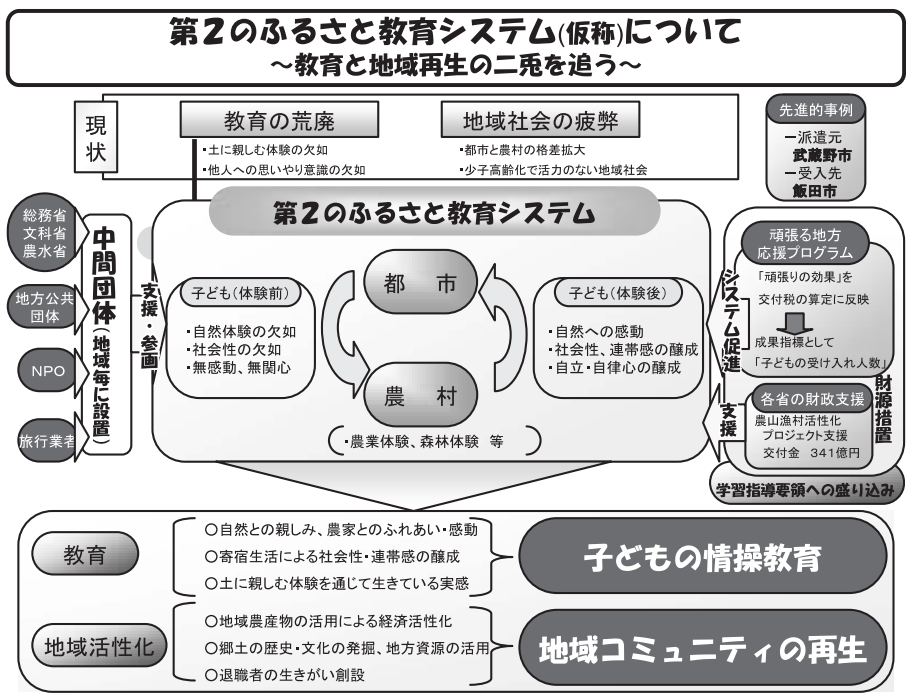
域の相互の協力・協調がこれからの地域社会のあり方にとっても不可欠である。

子供のうちに、地域コミュニティの支援を受けた集団合宿等を通じて、人との距離のはかり方を含めた社会性等を身につけさせることも重要である。その際、幕末期の薩摩藩において見られた郷中教育のように、年齢が異なる子供どうしで交流することも、互いに学び合うことに

なり、有益である。

子育て・教育を触媒とした地域コミュニティづくりが円滑に行えるように、地域コミュニティによる子育て・教育支援に、親に加えて、地域コミュニティの大人、更には団体世代が積極的にかかわることができ環境を整備していくべきである。

なお、以上の考え方のイメージを图示すると左のようになる。



政 策

なお、教育再生会議が、6月1日に「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」を提出しているが、その中でも、「学校と地域が連携しながら德育を実施し、自然体験や職業体験を行うことで、子供たちは、命の尊さや自己・他者の理解、自己肯定感、働くことの意味、さらには社会の中で自分の役割を実感できる」とし、全ての子供に自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を実施する提言を示している。

それによると、「学校は、子供たちの成長段階や地域の実情を踏まえ、全ての学校段階において体験・奉仕活動を実施する。国、地方自治体は、必要な援助を行い、条件を整備する。」とし、具体的には、

- ・ 小学校で、1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動を実施。
- ・ 中学校で、1週間の職場体験活動を実施。
- ・ 高等学校で、奉仕活動を必修化。

この提言は、コミュニティ研究会の考え方とまったく同じであり、システムの早期の具体化が期待される。

**（自民党の地方行政調査会も提言へ）**

総務省の研究会とは別に、自由民主党の地方行政調査会でも5月30日に、「地域社会の再生に向けて（パブリックマインドの蘇生のために）」と題する報告書をまとめている。

その発想は、「様々なコミュニティ活動が行われてきているところであるが、国としても全ての地域に共通する課題としてこのような取り組みを強く後押しすべき時ではないか」との観点に立ち、「コミュニティ基本法（仮称）を制定することなどにより、地域社会を思いやりと協力の場として明確に位置づけ、多くの人々がコミュニティ活動等に参加し易くし、それが評価される仕組みを提供する」として、以下の具体的対応を提言している。

**具体的対応策（案）**

- ・ コミュニティ基本法（仮称）の制定
- ・ 都市と農山漁村の義務教育段階の交流の制度化による教育再生と地域活性化
- ・ 町内会長等への叙勲授与、地域の（スポーツ少年団等の）指導者等に対する表彰等の制度化
- ・ 個人情報保護法の適正な運用が行えるような政治的メッセージの発信
- ・ このほか、以下のような地方公共団体等の取組の支援
  - ・ コミュニティ条例等の策定
  - ・ 町内会等地縁団体を含めた各団体の連絡調整をするシステム（プラットフォーム等）の構築
  - ・ 退職後の団塊世代の、コミュニティ活動のコーディネート等としての活用
  - ・ コミュニティ活動の「専門職」の育成・確保
  - ・ コミュニティ活動へのICTの一

**層の活用**

- ・ コミュニティ活動のCATV等の紹介
- ・ 学校教育等におけるコミュニティ活動の積極的な位置づけ
- ・ コミュニティ活動、教育における、異年齢交流の促進・制度化
- ・ あいさつ、ラジオ体操の励行
- ・ 地域・学校と、ボイススカウト等との密接な連携
- ・ 集落機能の低下に対応した「広域コミュニティ」の構築
- ・ シンポジウムを始めとする「地域の誇り」を再生するような施策の実施
- ・ コミュニティ内部での情報管理に関する紳士協定等の策定

更に、コミュニティ基本法に関しても、その骨子を示している。

**コミュニティ基本法（仮称）（骨子）（案）**

**目的**

・ コミュニティ活動に関して、基本理念、国、地方公共団体、事業者、国民の役割等を明らかにすること等により、国民による自主的・自律的なコミュニティ活動の活性化並びに国民の思いやり、協力及び信頼関係の醸成を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的

**基本理念**

・ 少子高齢化、ICTの発展等に対応したコミュニティ活動の実施を推進

・ 国、地方公共団体、事業者、国民等が適切に役割分担し、「コミュニティ

**季節の俳句カレンダー**

雪溪に爪立てて声かがやくす 鈴木正治

山頂はまだ雪をかぶっている初夏の頃、山麓の林では若葉が萌えだしている。本格的登山は無理でも中腹の雪溪に足を運び凍った雪を踏みしめたいとは誰もが思うだろう。雪溪に立った時の感激はまさに「声かがやくす」、元気に大声を上げたくなる。「爪立てて」で、少しでも背伸びをして頂上を仰ぎたい気持ちを表現している。

**梅木酔歩**

山歩きをしていて「清水」を見つけたとつい一口呑みたくなる。何年もかけて地下をくり抜けてきた水は甘露と言えよう。ところが口へ運ぶにはいかに足場が悪い。岩と岩、頭上の岩と地面の間などで実際は岩につかまったり、突っ張って身の安定を図っている姿を、逆に「岩を支えて」と表現した、いかにも俳句らしい一句。

**和田浩一**

季語は「踊り子」。「踊り子草」は道端などの物陰にひっそりと生えている、高くて五センチほどの雑草である。ピンクが白色の花が、笠をつけて踊っている少女の姿に似ていることから、この名がついている。この句の中七「風の暗さを」と、「踊り子」の言葉が、何とも言えない寂しさ・わびしさをイメージさせる。

政 策

ティ活動の活性化を推進

- ・ 公共の精神(パブリックマインド)に基づき、開かれたコミュニティづくりを推進
- ・ 地域住民の連帯感の維持・一層の醸成を推進

国民への期待

- ・ 国民は、コミュニティ活動を行い、もって公共の福祉の向上に寄与することが期待される

事業者の役割

- ・ 事業者は、その従業員が休暇を用いてコミュニティ活動を行おうとする場合にあっては、その円滑な取得に配慮するよう努める

地方公共団体(主として市町村)の役割

- ・ 地方公共団体は、国民のコミュニティ活動への参加環境の醸成に努める

地方公共団体は、コミュニティ活動に関する計画を策定すること、条例等の制定を通じコミュニティ活動に関する政策目標を設定すること等を通じ、コミュニティ活動の活性化に努める

- ・ 地方公共団体は、コミュニティ活動に関して、情報提供、公共施設の利用促進並びに学校教育、防災・防犯及び各種相談業務等との連携その他の必要な措置を講じるよう努める
- ・ 地方公共団体は、その職員をして、職務としてコミュニティ活動の支援等をさせることができる
- ・ 地方公共団体は、その職員が休暇を用いてコミュニティ活動を行おうとする場合にあっては、その円滑な取得に努める

取得に配慮するよう努める

国の役割

- ・ 国は、コミュニティ活動に関する施策を講ずる地方公共団体に対して、適切な支援を行う(例 情報提供)
- ・ 国は、コミュニティ活動を支援する観点から、必要な制度改正を行うとともに、税財政上の措置を講ずるよう努める
- ・ 国は、その職員が休暇を用いてコミュニティ活動を行おうとする場合にあっては、その円滑な取得に配慮するよう努める

(それぞれの立場で「公」の心を)

報告書は、最後に、これからのわが国の生き方の基本に触れるコメントを残している。「公」と「私」の関係についての視点の転換についてである。

仕事優先のこれまでの日本にあっては、ともしれば、仕事「公」で、地域コミュニティ活動への参加は「私」事として受け止められてきた。「仕事があるから」ということは、地域コミュニティ活動を断る免許符でもあった。しかし、仕事は個々人の「稼ぎ」であり、今は、地域コミュニティ活動への参加こそがむしろ「公」なのであるという意識への転換が求められている。

団塊の世代が会社組織から解放され、地域コミュニティに戻るこれからの時期こそ、真の「公」を優先

先でできる機会であると考えべきである。

地域社会から青年・壮年層を囲い込んできた企業や事業所の側も、職員の雇用を確保し納税をするという社会的責任を果たすことに加え、地域コミュニティ作りに一層の社会的責任を担うことが求められている。こうした中、例えば、職員の採用に当たって地域コミュニティ活動の実績も含めて評価し、従業員の社会活動参加が十分しやすい勤務環境を整えるといったようなことを率先していくことが求められている。この関連では、女性の労働力を活用し、働き盛りの40、50代の男性の地域コミュニティ活動への参画の時間を確保するという観点からの、男女共同参画の推進も重要である。

これからは、行政、地域住民、企業等の世の中の様々な主体が、地域貢献のために何ができるのかという観点で、自らの立ち位置を省みる機会を持つことが重要である。

総務省が本格的にコミュニティ施策へ乗り出すのは、昭和40年代以来のことである。その意味では、現時点は、第二期コミュニティ施策のスタートでもある。その観点から、報告書では、総務省においても、今般のコミュニティ研究会の提案等を踏まえ、引き続き地域コミュニティ再生に向けた施策を推進するために、体制を整備していくことが必要である。」と結んでいる。真剣に受け止めてゆきたい。

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- ・ お申込みは100万円以上1円単位。
- ・ お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- ・ 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- ・ お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

お客さまとご家族の将来に備えて

資産のバトンタッチ

を考えてみませんか?

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします

相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託

[道心伝心]

遺産整理

[わかち愛]

\*「遺言信託[道心伝心]」「遺産整理[わかち愛]」には所定の手数料、報酬がかかります。  
\*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。



三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行 インフォメーションデスク 0120-349-250 (24時間受付) ※利用時間 平日 9:00～17:00 (祝日等を除く)

自治体情報システム改革の実現に向けて！

## 「地域情報プラットフォーム」

### 標準仕様【第一版】とりまとまる

総務省情報通信政策局地方情報化推進室

#### 一、現状の自治体情報システムの課題

情報システムは、地方行政の場において、それ自体は手段であって目的ではないことは言うまでもありません。情報システムを導入する目的は、業務の効率化であったり、住民サービスの向上であったり、さらには、産業の振興、地域の活性化といったことであるはずですが、

しかしながら、情報システムの開発・導入から維持管理にかけては、費用を始め様々な負担を感じることも少なくないと思います。特に維持管理については、システム開発を担った事業者と継続して随意契約することになり、契約金額が高止まる場合も多いのではないのでしょうか。

さらに、既存のシステムに新たな業務システムを追加しようとした場合、同じ系列のメーカーに限定されることとなったり、また、あえて異なる

る系列メーカーに発注しようとする、システム連携のために多額の経費、時間を要したりする事例が多々見られるところです。

このような課題を抱えたシステムは、「レガシーシステム」と呼ばれ、その改善が求められているところですが、なお、「レガシー」とは「遺産」という意味で、レガシーシステムとは、古くから使われてきた「時代遅れ」のシステムといった意味です。

#### 二、地域情報プラットフォームとは

地域情報プラットフォームとは、このような自治体情報システムの課題の解決に向け、情報システム間で機能連携やデータ連携等を可能とするルール（標準）を定めようとするもので、次のような効果を期待しています。

異なる系列メーカーに置き換えが可能なことから、従前の系列

メーカーに縛られずに「安くても良いシステム」を幅広く調達することが可能となる。

アウトソーシング（外部委託）が容易になり、とりわけ複数の市町村が共同してアウトソーシングすることにより大幅な効率化が可能となる。

システムの機能連携により、例えば、転入に際して、住民異動届と国民健康保険の異動届等を一つの窓口で一度に処理するといった住民サービスの高度化が可能となる。

このような期待を込めて、去る平成十九年三月に、「地域情報プラットフォーム標準仕様（第一版）」が財団法人全国地域情報化推進協会（略称APPLIC）において取りまとめられたところです。APPLICは、財団法人電気通信高度化協会の法人格を引き継ぎ、平成十八年五月十五日に発足したものです。これまで、数多くの地方公共団体、情報

システム関連企業、学識者等の参加を得て、地域情報プラットフォーム構想の実現に向けて中心的な役割を果たしてきました。また、地域情報プラットフォームの技術的な検討にとどまらず、各種の業務アプリケーション

#### 地域情報プラットフォームとは

情報システム間で、機能連携及びデータ連携等を可能とするルール（標準）

（例）

- データの構造及び定義の標準
- 業務アプリケーションの単位（粒度）及び内容の標準
- 各アプリケーションのインターフェースの標準
- 通信プロトコル、メッセージ等の標準
- システム連携に関する技術の標準 等



# 政 策

シヨンの提案や、情報化セミナーの開催、人材育成等に幅広く取り組んでいるところでは、平成十九年四月末現在の会員数は五百四十六とされており、都道府県及び政令指定都市は全団体が、その他の市では百三十六団体、町村では三十八団体が会員となっています。

なお、町村においては、自治体システムの技術動向等について、ともすると情報不足となりがねないので、是非APPLEICに加入して、情報収集等に努めていただければと思います。(加入にあたっては、地方公共団体は特別会員と位置づけられ、

会費等は不要となっていますので、その点はご心配なく、積極的な参加をお待ちしています。詳しくは、APPLEICホームページを参照ください。 <http://www.appleic.or.jp/>

### 三、従前のパッケージシステムの限界

ところで、地方公共団体における情報化は、情報通信技術の進展に伴うソフト・ハード両面における価格の低下等により、活用される業務の範囲が広がるとともに、パッケージ化されたシステムも広く普及することとなっています。

ただ、このパッケージシステムも、異なる系列メーカー間でのシステム連携にはあまり配慮されてこなかったことから、特定の系列メーカーに偏ったシステム導入となっている市町村も見られるところです。

また、市町村業務は類似性があるとはいえ、現場の事務処理まで見ると様々な差異がみられ、それをパッケージシステムに「忠実」にカスタマイズすることにより、パッケージシステムでありながら、それほど「安上がり」とはならないといった例も聞かれるところです。

結局のところは、「システムの技

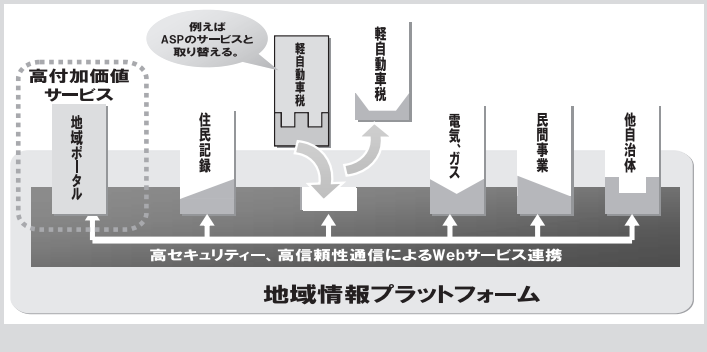
術」も「自治体の業務」も、各々まちまちで標準化されてないところに問題があると考えられるのです。したがって、技術と業務、この二つが適切に標準化されれば、市町村の情報システムの効率化は格段に進むものと期待できます。

そこで、今般取りまとめられた地域情報プラットフォーム標準仕様においては、データの構造や定義の標準、通信技術の標準等に加えて、市町村業務の内容や仕事の手順についても標準化を図ることとしています。

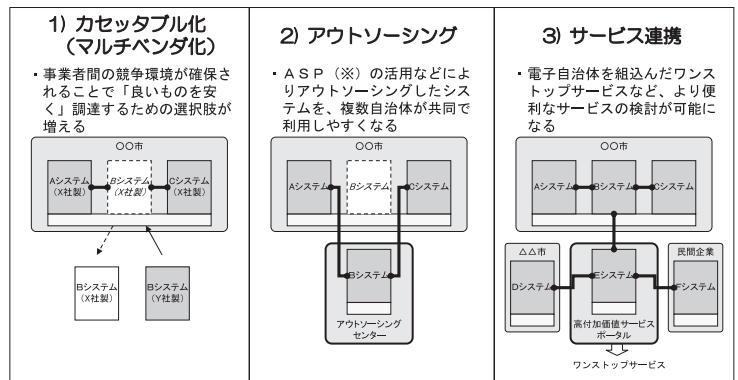
これにより、地方公共団体サイド

## 地域情報プラットフォームのイメージ

地域情報プラットフォームに準拠することで、様々な業務(サービス)を連携させた「高付加価値サービス」の提供が可能となる。

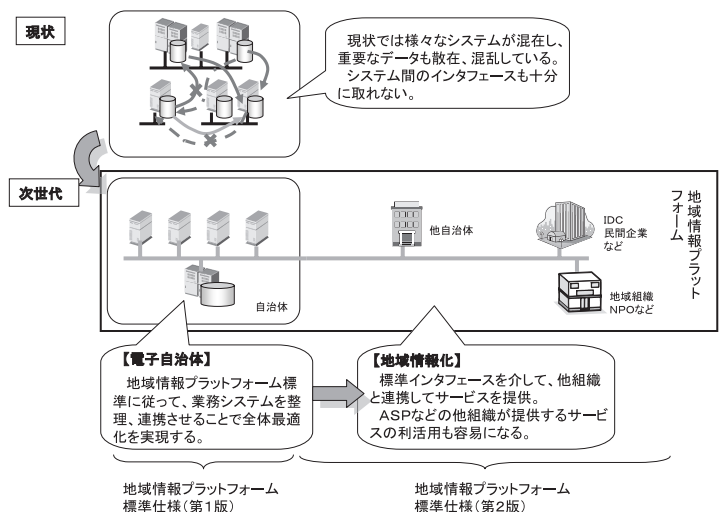


## 地域情報プラットフォームに期待する効果

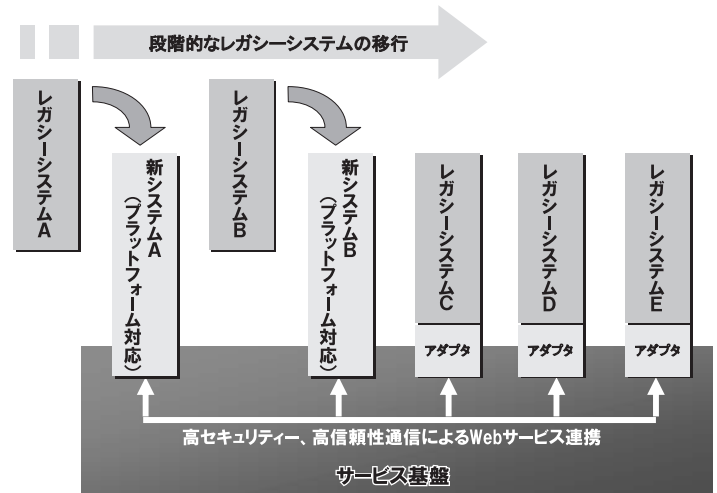


※ASP: Application Service Providerの略  
インターネットを通じて業務用アプリケーションソフトの利用を提供(貸し出し)する事業者のこと。

## 地域情報プラットフォームを用いたシステム連携の展開



## 地域情報プラットフォームの導入手順



のシステム調達を実現する方法として期待されているのが、共同アウトソーシングです。

共同アウトソーシングとは、複数の市町村が共同して、業務を外部委託（アウトソーシング）することにより、民間のノウハウを活用し、低コストでのシステムの構築・運用を実現するものです。共同アウトソーシングの導入により、例えば人口一萬二千人規模の町村で、ほぼ全

における業務の見直し（組織全体を通じて業務の最適化）がある程度実現されることが前提となりますが、二、で述べたような効果が実現可能となる訳です。

## 四、共同アウトソーシングへの期待

この二、で触れたアウトソーシングについて、もう少し詳しく説明します。システムの構築・運用については、一般的に人口規模が小さい団体ほど人口一人当たりの経費が割高となっています。そこで、小規模な団体も含めて、低コストで

を進めておけば、共同化による効率化も極めて円滑に実現できることになるのです。

## 五、地域情報プラットフォームの導入手順

このように地域情報プラットフォームは、地方公共団体の情報システムの効率化に大きく資するものと考えられますが、一度に既存のシステム全てを地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したものに置き換えることは、多大な予算、労力、期間を要することになります。したがって、現実的な対応としては、更新時期を迎えたシステムから段階的に地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したものに置き換えていくことが考えられます。

その際、一時的に地域情報プラットフォーム対応システムと非対応システムが共存することとなりますが、それは大きな問題とはなりません。というのも、地域情報プラットフォーム標準仕様というのは、特殊な仕様ではなく、一般的な技術として広く普及しているものを採用しているからです。つまり、地域情報プラットフォーム対応システムは汎用性において非対応システムより優れていることから、必要に応じて非対応システムにアダプタを用意して地域情報プラットフォーム対応システムに接続することにより、必要なシステム間の連携を確保することができ

## 六、地域情報プラットフォームの今後の展開

地域情報プラットフォーム標準仕様については、本年度さらに検討を深め、平成二十年三月には、地方公共団体間での連携、さらには民間企業等も含めた幅広い官民連携を実現するレベルまで高め、「地域情報プラットフォーム標準仕様（第二版）」として取りまとめ、公表することとしています。

したがって、各地方公共団体におかれては、今後のシステム調達に際しては、この地域情報プラットフォーム標準仕様を是非参考にして頂きたいと思えます。将来、他の地方公共団体との連携や民間企業との連携を視野に入れた場合、その重要性はなおさらです。

そして、少なくともシステム調達に際しては、事業者に対して、地域情報プラットフォーム標準仕様への準拠の状況等を確認のうえ、それぞれの団体にとって最適なシステムを選択していただきたいと思えます。その際、地域情報プラットフォーム標準仕様と自社のソフトとの関係については十分説明できないような場合には、発注先としては極めて心もとない限りであることは、言うまでもありません。

フォーラム

現地レポート 住民参加のまちづくり

# 廃棄物行政を変えた地域力

## 「伝統の絆」を活かしたゴミ分別活動



古くより農業を基幹産業として栄えてきました。そして現在、全国ブランドに成長した「ももいちご」、県の特産品でもある「すだち」、貯蔵みかんのブランド化をすすめている「大福みかん」や、「しいたけ」、「ほそねぎ」をはじめとする数多くのブランド農産物を生産し、全国の市場へ供給しています。

山々には初夏の訪れを告げるヤマボウシ。  
果樹園には、佐那河内村の花スダチが心地よい香りを漂わせる。  
先人達から受け継いだ土地と心が今も尚伝わる。徳島県佐那河内村。

### 佐那河内村ってどんなところ？

県都・徳島市から車を走らせ、わずか30分。四季折々に豊かな表情をみせる山々と東西にゆったりと流れる清流・園瀬川。そして素朴でのどかな田園風景に囲まれた自然豊かな村です。



また観光では、あじさい3万本が咲き誇り、大型風力発電施設15基の建設が予定されている標高約1、000メートルの「大川原高原」には、自然観察の拠点でキャンプ場もある「県立いきものふれあいの里」や美しい星空を観測する天体観測施設「ヒルトップハウス」などがあります。



徳島県 佐那河内村

子供たちもごみを分別

フォーラム

伝統の絆が自治の基本

佐那河内村には、古くから伝わる「講中」という呼ばれる相互扶助組織や「常会」「名中」と呼ばれる住民自治組織が多く存在しています。

これらは、佐那河内村の自治の基であり、地域の心と絆を紡ぐ独特の組織は、今も尚、大切にされています。

＊「講中：こうちゆう」

助け合いを目的とした頼母子講や普請、信仰を目的とした氏神講や伊勢講など様々な種類があります。

現在は、援助を目的とした講を行っていますが地域の氏神を奉ることや葬儀を執り行う習わしが残っています。

＊「常会：じょうかい」

いわゆる自治会といわれるものですが、歴史は古く藩政時代の五人組の流れを汲んでいるといわれ、本村

の納税や自治の改善の上で大きな役割を担っていました。

【平成11年度まで納税率100%、現在99.4%】

現在は47常会があり、加入率出席率と共に90%以上となっています。

また、毎月1回定例会が開かれ、行政や農協、地域行事などの連絡事項を周知し、地域の合意形成やコミュニティケーションを図る場になっています。

＊「名中：みょうちゆう」

秋祭りの氏子を名中という単位で地区割りしています。

特に「嵯峨名中」は嵯峨地区(11常会181戸)の住民で組織し、祭事のほか地域防災・公民館運営・地域団体補助などを行うために、独自の予算委員会を設けています。運営資金は、1年間の地域運営予算を戸数割りにして、年貢として集め独自の地域自治を行っています。

地域防災を担う消防団活動の資金は、名中以外に各戸から米集め(協力金)という風習も残っています。

「ゴミ分別活動とまちづくり

佐那河内村にあるこれらの組織は、同じ地域に住む人たちが生活文化や仕事(農事等)、暮らしを守るために共同で支え合う組織として継承されていますが、経済が豊かになり、行政が地域の公共を担うようになり、共同関係を維持していく意味が失われつつあります。

これらを再認識し、地域力の向上と地域の結びつきを保つために、住

ゴミを分別する住民



民と協働でゴミ分別活動を行いました。

ゴミ分別活動には、ゴミ減量化や環境意識の向上等、様々な意味が含まれていますが、本村のような小さな自治体では、分別活動によって得られる成果は得にくいと考えていたため、その活動自体をまちづくりの一つとして行ってきました。

その結果、平成18年4月には、23ヶ所全ての集積所でゴミ分別・洗浄の活動が行われるようになりました。結果として、住民主導のゴミ分別活動は、次のようなメリットがでてきました。

【メリット】

- ・ ゴミ処理経費の縮減 平成13年度約4400万円が平成18年度約2000万円
- ・ 縮減された経費で9歳未満の乳幼児医療費無料化
- ・ 住民の発案で分別品目、資源

三集積所21分別、全体で33分別となった。

・ 住民のアイデアで指定ゴミ袋が減った。(5種類から1種類)

・ ゴミ分別と集積所管理から生まれる新たな地域の公共と共同意識の再認識 等々

以上のような目に見えない住民の環境意識の向上や地域力の向上が、本村にとって大きな成果と考えています。

佐那河内村のゴミ処理

佐那河内村には、ゴミの焼却施設や最終処分場はなく、全ての処理を県内外の民間処理業者へ委託しています。そのため、ゴミとして排出するのを抑えるため、23ヶ所の資源ゴミ集積所が村内各地に設置されています。行政が収集する資源ゴミは、分別・洗浄をした9種類としています。行政からの指導では一向に改善されませんでした。

しかし、容器包装リサイクル法の施行や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正と社会状況の変化に伴い、全ての地域と住民を対象にした説明会を開催したことで、この状況が少しずつ変わり、自発的な取り組みが行われ始めました。

住民主導のゴミ分別活動の始まり

佐那河内村にある47常会の一つに新町常会があります。ここでは、平成12年頃まで国道沿いの歩道に資源

常会の様子



# フォーラム

ゴミを集積していましたが、分別や洗浄もされず散乱していたため、様々な問題がありました。その状況を地域で改善しようと、上勝町に先進地視察に行ったことをキッカケに、新町地区でのゴミ分別活動が始まりました。当時、新町常会のメンバーは、役場職員にゴミ分別や処理の現状を学び、地域内で議論を重ねました。その結果、分別品目(16種類)と地域のルール(洗浄の徹底など)を決め、地域の集会所の軒下に、分別用のコンテナを並べ取り組み始めました。

新町常会の取組みは、他の地区の女性達へ伝わり、ゴミ分別活動に興味を持ち、地域での環境学習会やゴ

## ゴミの分け方と出し方

ゴミが少しでも減るように、まずは私たちの地域から…!

- ① 飲料用ペットボトル(ふたは廃ビニールへ)
- ② アルミ缶(飲料用など)
- ③ スチール缶(飲料用・缶詰・菓子缶など缶類全部。釘等はだめ)
- ④ スチール・アルミ缶(食品用以外)
- ⑤ アルミ鍋のみ(その他の鍋は粗大ゴミへ)
- ⑥ ガス缶・スプレー缶(使い切った穴をあけ、ガス抜きをして)
- ⑦ 茶色ビン(←升ビン・ビールビンは販売店へ)
- ⑧ 透明(無色)ビン(食品用、半透明もOK!)
- ⑨ その他のビン(青・緑など)
- ⑩ ガラスビン各種(食品用以外・化粧品など)
- ⑪ 陶器類(割れた陶器類、鉢、茶碗、湯のみ等)
- ⑫ 割れたガラス
- ⑬ ビンなどの蓋(スチール製)
- ⑭ 乾電池
- ⑮ 電球
- ⑯ 蛍光灯類
- ⑰ 危険物(縫い針、カミソリのみ)
- ⑱ 危険物(水銀体温計のみ)
- ⑲ 食用油の缶(出来るだけ洗う。油を切る。)
- ⑳ 食用油のビン(できるだけ洗う。油を切る。)
- ㉑ トレイ類(色付きトレイもOK!)

分別収集に関する注意等

- ☆ 集積所に棚を設置し、コンテナ収集を原則とします。
- ☆ リサイクルゴミの洗浄の徹底にご協力ください。
- ☆ 粗大ゴミ・リサイクル家電・農業用等産業廃棄物に該当するものは、出さないでください。
- ☆ ご家族全員で分別収集にご協力ください。

佐那河内村ゴミ分別推進協議会

ミ分別活動に向けての活動が活発になり、コンテナを利用したゴミ分別収集へ移行しました。

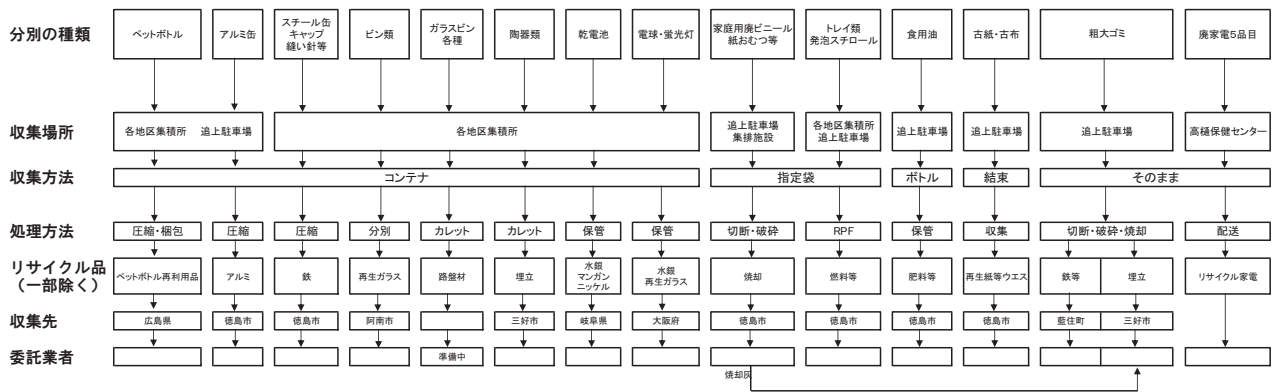
その後、新町常会と行政が協働して、環境学習や事例報告を各地で行い、平成15年度に新たに4地区が、ゴミ分別活動を取り組み始めることになりました。行政は、新町常会を合わせた5地区を佐那河内村のモデル地区としてワークショップを行い、それぞれ地域独自のアイデアやルールを地域コミュニティで考え、実践するサポートを行いました。

### 地域への広まり

この活動は、住民の「口コミ」と実施した成果を住民自ら発表する機会を設定したことで広がりをみせていきます。地域の心は徐々に伝わり、活動への共感が得られたことで、絶えず地域から説明会の依頼があり、対応に追われました。その際、新たに実施した地区の方と一緒に説明会に出向き、地域での事例を説明してもらうことで、新しいアイデアや想いを次の地区に継承していけるように努めました。

地域住民の環境に対する少しの気づきと行動、行政が地域を尊重することで地域主体での集積所の管理運営が可能になり、自発的なゴミ分別活動が実現し、地域コミュニティの連帯感を高め、環境問題を共に考えるキッカケとなりました。

## 佐那河内村のゴミの分別形態



別表1

行政が推進していた分別品目	
1	無色ビン
2	茶色ビン
3	その他ビン
4	アルミ缶
5	スチール缶
6	トレイ類
7	ペットボトル
8	蛍光灯類
9	乾電池

別表2

コンテナ収集移行の各地区集積所での分別品目	
1	ペットボトル
2	アルミ缶
3	スチール缶
4	スチール缶・アルミ缶(食用以外)
5	アルミ鍋のみ
6	ガス缶・スプレー缶
7	茶色ビン
8	無色ビン
9	その他のビン
10	陶器類
11	割れたガラス
12	ビンなどの蓋
13	乾電池
14	電球
15	蛍光灯類
16	危険物(縫い針、カミソリのみ)
17	危険物(水銀体温計)
18	食用油の缶
19	食用油のビン
20	トレイ類のみ
21	ガラスビン各種

追上駐車場での分別品目	
1	家庭用廃ビニール
2	発泡スチロール類
3	トレイ類(色付可)
4	段ボール
5	古紙 新聞紙
6	古紙 雑誌類
7	古紙 紙パック
8	古布
9	食用油
10	粗大ゴミ(金属類)
11	粗大ゴミ(不燃ゴミ)

- 農業集落排水施設
- 1 紙おむつ等
- 家庭での処理
- 1 生ごみ(処理機等助成)

合計 33分別

## フォーラム

## コンセンサス

行政は、全ての地域でゴミ分別活動に対する合意形成を図るため、地域の世話人や協力者と情報の提供と話し合う場の設定に務め、常会等で承認を得て取り組み始めました。行政が、地域の合意形成に至るまでのプロセスに絡むことはなく、地域の要望に応じて、説明会やワークショップを行いました。

また、期限を切らずに、納得がいく形で地域の合意形成が図れるようサポートをしながら、ひたすら待ち続けました。説明会では、行政への批判や要望など様々な意見が出されましたが、地域住民と行政との役割分担を明確にすることで、地域と行政の協働事業として取り組むことが出来ました。

また、地域住民は行政が財政難であることを認識し、地域の活動で改



ゴミ分別の話聞く子供達

善できることが解ったことで、ゴミ分別に対する合意形成を図りやすくなったと考えています。

### ゴミ分別推進委員と集積所の管理

各常会には毎年変わるゴミ分別推進委員が2名いますが、大きな役割は担っていません。集積所の管理やゴミの分別・洗浄は、当番や個々の責任で行うため、行政等から得た情報を地域で伝えたり、問題が生じたら必要に応じて集積所利用者を常会長と共に招集し、対応を協議する場を設定します。

また、地域内でトラブルが起きないように、できていない人を特定したり、行きすぎた指導や注意はしないよう全地域で決めています。

#### 【全地域の約束事】

- ・ゴミのことでケンカをしない。
- ・犯人捜しはしない。
- ・自分（みんな）が出来ない役員は作らない。

また、集積所の管理は、地域やそれぞれの集積所を利用する者が、地域の実情に合わせて地域全体の意見で決めています。

#### 【事例】

・集積所の近くに氏神様があり、毎日地域住民が順番でお参りに行っているため、その時に集積所の管理を行っている。

・地域で氏神様をお参りしていた順番を利用して、集積所の管理を行っている。

・若い世帯と独居老人の世帯とを組

み合わせるなど、地域内の状況を考慮して2戸1組で集積所の管理を行っている。

### 廃棄物行政を変えた住民力

#### 1、集積所を自由に使いたい。

行政が管理していた頃の集積所は月2回の収集日と前日のみの利用でしたが、地元管理に移行することで、地域で決めたルールの範囲で自由に使用できるようにしました。それに合わせて行政は、収集日や収集回数を変更しました。

また、地域によってはブルトップやペットボトルの蓋などを集め、福祉団体等に寄付する地域も出てきました。

2、分別品目を住民の視点で決めた。

素材や処理・収集行程の効率で分別品目を決めるという行政側の視点ではなく、使用した物で分別品目を決める住民の意見を取り入れていきます。結果、資源ゴミ集積所は21分別、全体で33分別となりました。

3、指定ゴミ袋を減らして欲しい。

缶・ビン・トレイ類・紙おむつ・家庭用廃ビニールと5種類の指定ゴミ袋がありましたが、分別活動に合わせて麻袋を大量に集積所に置くことで、家庭用廃ビニール以外の指定ゴミ袋を廃止にしました。

4、この取り組みを地域の子供達の環境学習に使ってはどうか。

保育所、小学校、中学校では、地域住民が講師となってゴミ分別の取り組みや必要性について授業や説明

を行うようになりました。

### みんなの成果「乳幼児医療費に!!」

住民主導のゴミ分別活動が実践されることによって、分別に係っていた人件費や業者に支払う処理経費が大幅に削減されました。

平成13年度のゴミ処理経費が約4400万円だったのに対し、平成18年度では約2000万円まで削減。その削減された経費を少子化対策の一つとして、県内ではいち早く9歳未満の乳幼児医療費の無料化を実施しました。

また、今年度から集落独自の取組みを支援する佐那河内村活性化補助金を予算に計上して、より一層の地域活動をサポートする制度を新設しました。

### 今後の課題

佐那河内村は、このゴミ分別活動で縮減された経費を活用して、現在の9歳未満の乳幼児医療費の無料化を義務教育が終了するまでに拡大することを検討しています。

また、この官民協働による経験を活かして、「地域の公共」や「共同意識」を再認識し、現在の社会情勢に合わせたシステムをローカルな視点で再構築することで、自立した地域コミュニティの育成を推進し、古の心を継承したまちづくりを展開していきたいと考えています。

(佐那河内村健康福祉課 安富圭司)

随 想

地域づくりは人づくり



長野県下條村長

伊藤 喜平

随 想

当下條村は、長野県の最南端、下伊那郡のほぼ中央に位置する、人口4、200人余の、総面積38kmの7割近くを山林や原野が占める農山村で、地域の中心である飯田市に隣接しているものの、大都市圏からのアクセスは決していいとはいえない小さな村であります。ところがこの1、2年、ほかの自治体からの視察やマスメディアの取材が殺到しております。

なぜこのように視察や取材が殺到するようになったのかと言いますと、出生率(2・12)を伸ばした村として、NHKを始めとする報道機関各社や、多くの新聞雑誌の取材で紹介され、全国に名が知れ渡ったからだと思っております。

最近では連日3団体から4団体視察の依頼があり、依頼者側の都合で視察を受けることが困難になり、1週間に1度だけ受入れることにして

日程を調整しております。この「町村週報」にも平成18年10月発行の2575号に現地レポート、行財政改革への取組「出生率を伸ばした小さな村の大きな挑戦」として、紹介をさせていただきましたので詳しくはこの号をお読みいただきたいと存じます。

さて、5月15日福島県会津市で17歳の少年が自分の母親を殺し、しかも頭部を切断するという事件が発生しました。昔では考えられないような事件が相次いで発生しております。悲しむべきことです。

そんなことで、今回は視点をかえて、地域づくりの基本は、人づくりであるということを感じておりますので、その中で一番影響のある「学校教育」について述べてみたいと思います。

昔私たちが子供の頃は、就学前の子供は、子供なりに家庭で、又、社

会で最低の倫理観を身体をもって教えられたものです。そして入学、このパターンでしたが、現代は少子化、核家族化で、家庭でも、又一般社会でも子供に対し腫れ物に触れる様な風潮があります。このような風潮の中で育った子供の入学する比率が多くなり、学校現場も大変です。

学校現場は、「聖域」であってはならないと思います。「聖域」である無菌状態の学校現場から、好むと好まざるとに関わらず、いずれはドロドロした競争社会に突入して行く過程で、そのギャップが余りに大きすぎて、とまどい狼狽し、挫折し、安易にフリーター又はニート等の選択をすることが多くなるのではと危惧するものです。そこで、このギャップを埋め実社会にソフトランディングさせるには、学校を「聖域化」させるのではなく、先生方と良く連絡を取り合い協力し合い補いあっているなければ、現世に耐える教育の完成は無いと思えます。

そこで学校にお願いし、村を知り村づくりに積極的に参画する機会をできるだけ作ってもらっています。例えば中学生の生徒会も「村を考える」をテーマに、生徒達は放課後約1ヶ月をかけて現場に足を運んで踏査し、各資料を基に議場の場で提案して来ます。実に迫力ある議会になります。実には迫力ある議会ですが、数日置いて更に整理した文書

にし、生徒会宛に要望事項の解決について文書で回答します。そうすると生徒達は、財政状況の厳しい中で、僕達、私達が調べ上げ提案した問題について、責任ある具体的な対応をしてくれたと云うこと、こうした事をくりかえすうちに、村に関心をもち知らず知らず彼らも村づくりの主役になって参ります。

この他に、村内企業の訪問研修や、国際化時代に対応する海外ホームステイ研修に平成5年より今日まで取組んでおります。学校教育だけでは学べない体験を通して、この子らがだんだん成長し、下條村を出ることも残ることもありましよう。また新たな世界に当然出て行くことになりましよう。そうしたとき、安易な誘惑もあるでしょう。又、厚い壁に突き当たることもあるでしょう。そのときに、「お父さんも、お母さんも含めふる郷の皆が頑張ってくれていると、私がかんたところで横道にそれたり、少しぐらいの壁に突き当たりへこたれていたら、ふるさとに顔向けできないじゃないか」と頑張ってくれると信じています。

このようなことは、行政と学校が密に協力し合っただけで成果が得るものではないです。これからも村づくりの基本として、このような取組を続けてゆきたいと思っております。



1等・前後賞合わせて  
**サマージャンボ 3億円**

◎1等/2億円 ◎1等前後賞/各5千万円 ◎2等/1億円

2007年 市町村振興宝くじ **7/19(木) 発売**

発売期間：7/19(木)～8/7(火)  
 抽せん日：8/16(木)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財) 全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議員会/全国町村議会議員会